

◎株環境保全センター 神戸市測定結果

1. 放流水

項目	単位	R6. 8. 26	基準		
			法※1	市要綱※2	維持管理の基準※3
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003 未満	0.03 以下	0.03 以下	-
鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.1 以下	-	-
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	1 以下	0.3 以下	-
有機燐化合物	mg/L	0.01 未満	1 以下	0.3 以下	-
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.5 以下	0.1 以下	-
砒素及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.1 以下	0.05 以下	-
1,4-ジオキサン	mg/L	0.045	0.5 以下	-	-
亜鉛含有量	mg/L	0.06	2 以下	1.5 以下	-
溶解性鉄含有量	mg/L	0.1 未満	10 以下	2 以下	-
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.8	10 以下	2 以下	-
大腸菌群数	個/cm ³	30 未満	3000 以下	800 以下	-
燐含有量	mg/L	0.11	16(日平均 8) 以下	8 以下	-
窒素含有量	mg/L	1.5	120(日平均 60) 以下	60 以下	-
水素イオン濃度	-	6.4	5.8~8.6	-	-
生物化学的酸素要求量	mg/L	1 未満	60 以下	30 以下	-
浮遊物質	mg/L	1 未満	60 以下	40 以下	-
臭化物イオン	mg/L	14	-	-	50 以下
塩素酸	mg/L	0.5 未満	-	-	6 以下

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定される放流水基準

※2 神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱で規定される放流水基準

※3 産業廃棄物処理施設許可申請時に事業者が自ら定めた維持管理基準

2. 地下水

項目	単位	R6. 8. 26		基準
		下流	上流	
塩化物イオン	mg/L	28	15	—※4
電気伝導率	mS/m	40	34	—※4

※4 基準値は定められていないが、法で異状が認められないことが定められている。